

○農林水産省令第五号

植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第六条第二項、第七条第一項、第十条第五項、第十条の二、第十条の四第一項及び第二項、第十条の六第二項、第十条の七第二項、第十条の九第二項、第十条の十一第二項、第十条の十六、第十六条の六、第十七条の二第一項並びに農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第九条第三項の規定に基づき、並びに植物防疫法を実施するため、植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

農林水産大臣 野村 哲郎

令和五年二月一日  
植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令

（植物防疫法施行規則の一部改正）

第一条 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
  - 第二章 輸入植物等の検査（第三条―第二十二條の四）
  - 第三章 輸出植物等の検査（第二十三条―第三十一條の十四）
  - 第四章 指定種苗の検査（第三十二条―第三十五條）
  - 第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止（第三十五條の二―第三十五條の十一）
  - 第四章の三 侵入調査（第三十五條の十二）
  - 第五章 緊急防除（第三十五條の十三―第三十九條）
  - 第六章 指定有害動植物の防除
    - 第一節 総合防除（第四十條―第四十條の四）
    - 第二節 薬剤の譲与（第四十一條―第四十六條）
    - 第三節 防除用具の無償貸付（第四十七條―第五十八條）
  - 第七章 都道府県の防疫（第五十九條―第六十條）
  - 第八章 雑則（第六十一條―第六十二條）
  - 附則
    - （輸入禁止地域及び輸入禁止植物）
- 第九条 法第七条第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。
- 一・二 （略）
- 三 別表一の二に掲げる地域及び植物（栽培の過程で検査を行う必要があるものであつて同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。）
- 第三章 輸出植物等の検査

改 正 前

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
  - 第二章 輸入植物等の検査（第三条―第二十二條の四）
  - 第三章 輸出植物等の検査（第二十三条―第三十一條）
  - 第四章 指定種苗の検査（第三十二条―第三十五條）
  - 第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止（第三十五條の二―第三十五條の十一）
  - 第五章 緊急防除（第三十六條―第三十九條）
  - 第六章 指定有害動植物の防除
    - 第一節 総合防除（第四十條―第四十條の四）
    - 第二節 薬剤の譲与（第四十一條―第四十六條）
    - 第三節 防除用具の無償貸付（第四十七條―第五十八條）
  - 第七章 都道府県の防疫（第五十九條―第六十條）
  - 第八章 雑則（第六十一條―第六十二條）
  - 附則
    - （輸入禁止地域及び輸入禁止植物）
- 第九条 法第七条第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。
- 一・二 （略）
- 三 別表一の二に掲げる地域及び植物（同表に掲げる地域において栽培されたものを除く。）
- 第三章 輸出植物等の検査
- （栽培地検査）
- 第二十三条 法第十条第三項の植物は、てつぼうゆり、やまゆり及びひかのこゆり（これらの変種又は品種を含み、野生のものを除く。以下同じ。）並びにチユーリップとする。

（削る。）

(削る。)

第二十三条 法第十条第一項の植物又は物品及びこれらの容器包装の検査を受けようとする者は、植物防疫官に検査申請書(第十二号様式)を提出しなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

第二十四条 法第十条第一項の検査は、植物防疫所で行う。ただし、当該植物又は物品及びこれらの容器包装の所在地で検査を受けたい旨の申請があつた場合において、植物防疫官が必要と認めるときは、当該所在地で行うことができる。

(検査の期日)

第二十五条 植物防疫官は、第二十三条の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

(検査品の運搬等)

第二十六条 植物又は物品及びこれらの容器包装を輸出しようとする者が、法第十条第一項の規定により検査を受けるときは、第十二条の規定を準用する。

(栽培地検査の申請)

第二十四条 法第十条第三項の植物の栽培地検査を受けようとする者は、次に掲げる期日までに検査申請書(第十二号様式)を植物防疫官に提出しなければならない。

一 輸入国がその輸入につき栽培地における検査を要求している植物(てつぼうゆり、やまゆり、かこのゆり、チユールツツ及びうんしゅうみかんを除く)並びに組織培養により生産されるてつぼうゆり、やまゆり、かこのゆり及びチユールツツについては、検査を受けようとする期日の三十日前

二 てつぼうゆり、やまゆり及びかこのゆり(組織培養により生産されるものを除く)については四月三十日(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域(鹿児島県奄美市及び同県大島郡の区域を除く)内においては三月三十一日、鹿児島県奄美市及び同県大島郡の区域内においては十二月三十一日、沖縄県の区域内においては十一月三十日)  
三 チユールツツ(組織培養により生産されるものを除く)については二月末日  
四 うんしゅうみかんについては三月三十一日

2 前項の申請をした者は、当該栽培地の見やすい場所に別記第十三号様式(組織培養により生産されるものにあつては別記第十三号の二様式、うんしゅうみかんにあつては別記第十三号の三様式)の表示を行い、かつ、検査の際これに立ち会わなければならない。

(輸出検査の申請)

第二十五条 法第十条第一項の植物及びその容器包装の検査を受けようとする者は、あらかじめ植物防疫官に検査申請書(第十四号様式)を提出しなければならない。但し、輸出する植物の包装材料として使用する土につき法第十条第一項の規定による検査を受けようとする者は、採取前及び調製前に植物防疫官に検査申請書(第十五号様式)を提出しなければならない。

2 当該植物が法第十条第三項の栽培地検査を要するものである場合にあつては当該検査に合格した旨、当該植物の包装材料として使用してある土につき既に同条第一項の検査を受けその検査に合格している場合にあつてはその旨を附記しなければならない。

3 野生の植物で法第十条第三項の栽培地検査を要する植物と同一種類のものを輸出しようとする者は、植物防疫官又はその原産地の市町村長の発行した野生である旨の証明書(第十六号様式)を第一項の申請書に添付しなければならない。

第二十六条 法第十条第三項の栽培地検査を要する植物につき同条第一項の検査を受けようとする者は、当該植物の容器包装に第三十条第二項の規定により交付を受けた合格証票を添付しておくなければならない。ただし、同項ただし書の規定により合格証票の交付が省略された場合は、この限りでない。

(検査の場所)

第二十七条 法第十条第一項の検査は、植物防疫所で行う。但し、当該植物及びその容器包装の所在地で検査を受けたい旨の申請があつた場合において、当該植物の数量が多く、且つ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるときは、当該所在地で行うことができる。

2 輸出植物の包装材料として使用する土につき法第十条第一項の検査は、前項の規定にかかわらずその採取地又はその調製場所で行う。

(検査の期日)

第二十八条 植物防疫官は、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

(検査品の運搬等)

第二十九条 第二十五条第一項の規定による検査を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

(植物検疫証明書等の交付)

第二十七条 法第十条第三項の植物検疫証明書の様式は、第十三号様式(植物又は物品及びこれらの容器包装が再輸出されるものである場合にあっては第十三号の二様式)とする。ただし、輸入国が輸入に当たり、これと異なる様式の植物検疫証明書を必要としている場合には、その様式によるものとする。

2 植物防疫官は、輸入国が輸入に当たり、法第十条第三項の規定による植物検疫証明書の交付に加え、植物検疫証明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装への押印を必要としているときは、植物検疫証明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装に植物検疫証明書の交付をした旨の証印(第十三号の三様式)を押印する。

(削る。)

(植物検疫証明書の交付の取消し等)

第二十八条 植物防疫官は、法第十条第四項の規定による検査の結果、当該植物又は物品若しくはこれらの容器包装が輸入国の要求に適合しなくなつてると認めるときは、植物検疫証明書の交付を取り消し、かつ、交付した植物検疫証明書の返還を命じるとともに、前条第二項の規定により押印した場合は当該押印を抹消しなければならない。

(検査の一部を行わないことができる場合)

第二十九条 第二十三条の規定による検査を申請した者が当該申請に当たり、登録検査機関が行つた検査(法第十条の四第一項第一号に規定する登録に係る検査をいう。次条から第三十一条の十四までにおいて単に「検査」という。)において輸入国の要求に適合している旨の確認をした旨を当該登録検査機関が記載した書類(以下「検査報告書」という。)を第二十三条の検査申請書に添付して提出した場合は、植物防疫官は、法第十条第五項の規定により、法第十条第一項又は第四項の検査の一部を行わないことができる。

(登録検査機関の登録)

第三十条 法第十条の二の登録の申請は、申請書(第十四号様式)を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款(申請者が法人である場合に限り)及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書
- 四 登録免許税の納付に係る領収証書
- 五 次の事項を記載した書類

イ 検査の業務(以下「検査業務」という。)の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項

ロ イに掲げるもののほか、検査業務の実施方法に関する事項

ハ 検査業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の概要及び全体の組織に関する事項

(合格証明書等の交付)

第三十条 植物防疫官は、法第十条第一項の規定による検査の結果、当該植物及びその容器包装を合格としたときは、当該植物又はその容器包装に合格証印(第十八号様式)を押印し又は当該申請者に合格証明書(第十八号様式)を交付し、当該植物及びその容器包装が再輸出されるものである場合にあっては第十八号の二様式)を交付しなければならない。ただし、輸入国において特別の要求があるときは、その要求に応ずる証明書を交付しなければならない。

2 植物防疫官は、法第十条第三項の規定による検査の結果、当該植物を合格としたときは、当該申請者に対し、合格証明書(第十九号様式)及び合格証票(第十九号様式)を交付しなければならない。ただし、当該植物について法第十条第一項の検査を行うに当たつて、同条第三項の検査に合格したことが不明となるおそれがないと認められるときは、合格証票の交付を省略することができる。

3 植物防疫官は、第二十五条第一項但書の申請に係る包装材料が輸入国の要求に該当していると認めて合格としたときは、当該申請者に対し合格証明書(第二十号様式)を交付しなければならない。

(合格処分取消)

第三十一条 植物防疫官は、法第十条第四項の規定による検査の結果、当該植物又はその容器包装が輸入国の要求に適合しなくなつてると認めるときは、合格処分を取り消し、且つ、前条第一項の規定によりした押印を抹消し、又は交付した合格証明書の返還を命じなければならない。

(新設)

(新設)

六 前項の申請を行った者が法第十条の四第一項各号の規定に適合することを説明した書類  
 七 その他参考となる事項を記載した書類  
 3 第一項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。  
 (登録に関して必要な手続)

第三十一条 法第十条の四第一項(法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。)の登録は、登録台帳(第十五号様式)に記帳して行う。

2 農林水産大臣は、登録台帳の登録事項の記載を変更した場合、遅滞なく、その旨を公示するものとする。  
 (検査員)

第三十一条の二 法第十条の四第一項第一号(法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める者は、法第十条の二各号に掲げる検査ごとに次の各号のいずれかに該当する者とする。  
 一 当該検査業務に一年以上従事した経験を有する者  
 二 前号に掲げる者と同等の知識及び技能を有する者

(検査に係る機械器具その他の設備の技術上の基準)  
 第三十一条の三 法第十条の四第一項第二号(法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げるとおりとする。  
 一 植物の栽培地における検査 別表二の三に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
 二 消毒に関する検査 別表二の四に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
 三 遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査 別表二の五の中欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を有すること。

四 植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査 別表二の六に掲げる機械器具その他の設備を有すること。  
 (検査業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準)

第三十一条の四 法第十条の四第一項第三号(法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める基準は、登録検査機関において、検査業務の独立性及び公平性を評価し、検査業務に係る潜在的な利害関係を特定した上で、それらに対処する適切な体制が整備されていることとする。  
 (登録台帳の記載事項)

第三十一条の五 法第十条の四第二項第五号(法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 検査業務の概要
- 二 登録検査機関が検査を行う区域
- 三 登録検査機関の全ての事務所(検査を行うものに限る。)の名称及び所在地の一覧  
 (登録検査機関の登録の更新)

第三十一条の六 第三十条の規定は、法第十条の五第一項の登録の更新について準用する。この場合において、第三十条第二項中「書類」とあるのは、「書類(第四号に掲げる書類及び登録の申請時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。）」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

## (変更登録)

第三十一条の七 法第十条の六第二項の変更登録の申請は、申請書(第十六号様式)を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、第三十条第二項各号に掲げる書類(登録の申請又は更新時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。)を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出は、植物防疫所を經由して行うものとする。  
(登録検査機関の検査等に関する業務の方法に関する基準)

第三十一条の八 法第十条の七第二項の農林水産省令で定める基準は、第三十一条の四に掲げる体制の下、第三十一条の二各号のいずれかに該当する者が、第三十一条の三各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げる機械器具その他の設備を用いて農林水産大臣が定める方法により、輸入国の要求に適合しているかどうかを確認することとする。

## (登録事項の変更の届出)

第三十一条の九 法第十条の八の規定による届出をしようとするときは、届出書(第十七号様式)を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の申請書の提出は、植物防疫所を經由して行うものとする。  
(登録検査機関の業務規程の認可の申請)

第三十一条の十 登録検査機関は、法第十条の九第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、申請書(第十八号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 登録検査機関は、法第十条の九第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、申請書(第十九号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 前二項の申請書の提出は、植物防疫所を經由して行うものとする。

## (登録検査機関の業務規程の規定事項)

第三十一条の十一 法第十条の九第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 検査業務の実施方法に関する事項
- 二 検査を実施する組織及び検査員その他人員に関する事項
- 三 検査業務に用いる機械器具その他の設備等に関する事項
- 四 検査業務を行う時間及び休日に関する事項
- 五 検査の申請を受けることができる件数の上限に関する事項
- 六 検査業務を行う場所に関する事項
- 七 検査に関する料金の算定方法及び収納の方法に関する事項
- 八 検査の申請書その他検査に関する書類の保存に関する事項
- 九 財務諸表等(法第十条の十一第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。)の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
- 十 検査業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備えに関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、検査業務に関し必要な事項

## (登録検査機関の業務の休止の申請)

第三十一条の十二 登録検査機関は、法第十条の十の規定により検査業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、申請書(第二十号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、植物防疫所を經由して行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第三十一条の十三 法第十条の十一第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録(法第十条の十一第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。)に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第十条の十一第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録検査機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 電磁的記録により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて作成するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(登録検査機関の帳簿の記載等)

第三十一条の十四 法第十条の十六に規定する帳簿は、検査業務を行う登録検査機関ごとに作成し、検査業務を行う事務所に備え付け、最終の記載の日から四年間保存しなければならない。

2 法第十条の十六の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査を申請した者の氏名又は名称及び住所
- 二 検査の申請を受けた年月日
- 三 検査を行った年月日
- 四 検査を行った場所
- 五 検査の項目
- 六 検査を行った品目及びその数量
- 七 検査を行った品目の生産地又は原産国
- 八 検査を行った検査員の氏名
- 九 検査の結果
- 十 その他必要な事項

(検査の申請)

第三十二条 (略)

2 前項の規定により検査の申請をした者は、当該栽培地の見やすい場所に第二十号の二様式の表示を行い、かつ、検査の際これに立ち会わなければならない。

(検査期日の通知)

第三十三条 前条第一項の規定により検査の申請があつたときは、第二十五条の規定を準用する。

第四章の三 侵入調査

(侵入警戒有害動植物)

第三十五条の十二 法第十六条の六の農林水産大臣が指定する有害動物又は有害植物は、別表八のとおりとする。

(緊急防除実施基準の対象)

第三十五条の十三 法第十七条の二第一項の農林水産省令で定める有害動物又は有害植物は、別表九のとおりとする。

第六十一条 (略)

2 法第三十五条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地中の経営耕地総面積から畑の牧草専用地の面積を控除したものであるものとする。

(新設)

(新設)

(検査の申請)

第三十二条 (略)

2 前項の規定により検査の申請をした者には、第二十四条第二項の規定を準用する。

(検査期日の通知)

第三十三条 前条第一項の規定により検査の申請があつたときは、第二十八条の規定を準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(交付金の交付決定の基礎となる農家数等)

第六十一条 (略)

2 法第三十五条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地中の経営耕地総面積から畑の普通畑の調査日前一年間に飼料用作物だけを作つた畑の面積及び畑の牧草専用地の面積を控除したものであるものとする。

別表二の三(第三十一条の三関係)

検査の区分	機械器具その他の設備
植物の栽培地における検査	一 顕微鏡 二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備

別表二の四(第三十一条の三関係)

検査の区分	機械器具その他の設備
消毒に関する検査	一 保護具 二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備

別表二の五(第三十一条の三関係)

検査の区分	検査の内容	機械器具その他の設備
遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査	遺伝子診断	一 核酸増幅器 二 滅菌機 三 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
	血清学的診断	一 恒温器 二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
	微生物学的検査	一 滅菌器 二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
	栽培検定又は植物への接種による病徴診断・病原性検査	一 温室又は人工気象機器 二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
	線虫検査	一 顕微鏡 二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備

別表二の六(第三十一条の四関係)

検査の区分	機械器具その他の設備
植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査	一 検査器具 二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

別表一の二を次のように改める。  
別表一の二(第五条の二関係)

地 域	一 イスラエル、イラン、トルコ、イタリヤ、キプロス、ギリシャ、スイス、スペイン、ハンガリー、セルビア、チェコ、スロバキア、フランス、ポルトガル、マルタ、アルジェリア、エジプト、カタール諸島、チュニジア、モロッコ	セロリ、ぶたくさ及びびんにん属植物の生茎葉	輸出国の政府機関により行われた <i>Bacteriopsis trichomycetozoa</i> を発見するための適切と認められる方法による検査の結果 <i>Bacteriopsis trichomycetozoa</i> に侵されたこと ( <i>Bacteriopsis trichomycetozoa</i> について消毒を含む )。
二 インド、イスラエル、イラン、サウジアラビア、トルコ、イタリア、ウズベキスタン、ギリシャ、キルギス、スペイン、フランス、トルクメニスタン、チュニジア、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く)、以下この表において「エルトリコ」を「メキシコ」及び「ハワイ諸島」として扱う。	アラビア、トルコ、イラン、エルサルバドル、エチオピア、ウズベキスタン、トルクメニスタン、ロシア、ウクライナ、オランダ、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、マルタ、アルジェリア、エジプト、カタール諸島、チュニジア、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く)、以下この表において「エルトリコ」を「メキシコ」及び「ハワイ諸島」として扱う。	輸出国の政府機関により行われた <i>Citrus tangerinus</i> を発見するための適切と認められる方法による検査の結果 <i>Citrus tangerinus</i> に侵されたこと。	
三 イラン、トルコ、イタリア、アラビア、アン道ラ、イタリヤ、ウクライナ、ウズベキスタン、英国(グレートブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ)、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、北マケドニア共和国、スロバキア、スロベニア	これに属植物の木材	輸出国の政府機関により行われた <i>Scolytus multistriatus</i> (セスキクイムシ) を発見するための適切と認められる方法による検査の結果 <i>Scolytus multistriatus</i> に侵されていないこと ( <i>Scolytus multistriatus</i> )	

四 インド、イラン、トルコ、アラビア、アルゼンチン、イタリア、ウクライナ、英国、オーストラリア、オランダ、ギリシャ、イスラエル、スロバキア、スロベニア、セルビア、マケドニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ポルトガル、マルタ、リビア、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く)、以下この表において「エルトリコ」を「メキシコ」及び「ハワイ諸島」として扱う。	五 イラン、トルコ、アラビア、ウクライナ、ロシア、ウズベキスタン、トルクメニスタン、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、マルタ、アルジェリア、エジプト、カタール諸島、チュニジア、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く)、以下この表において「エルトリコ」を「メキシコ」及び「ハワイ諸島」として扱う。	六 大韓民国、中華人民共和国(香港を除く。以下この表において同じ)。	七 中華人民共和国、イラン、トルコ、アラビア、ウクライナ、ロシア、ウズベキスタン、トルクメニスタン、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、マルタ、アルジェリア、エジプト、カタール諸島、チュニジア、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く)、以下この表において「エルトリコ」を「メキシコ」及び「ハワイ諸島」として扱う。
これに属植物の木材	輸出国の政府機関により行われた <i>Trichogramma evanescens</i> を発見するための適切と認められる方法による検査の結果 <i>Trichogramma evanescens</i> に侵されていないこと ( <i>Trichogramma evanescens</i> )	すいか及びペポかぼちやの種子であつて栽培の用に供するもの	えんどう、そらめめ及びひらまめの種子であつて栽培の用に供するもの
輸出国の政府機関により行われた <i>Scolytus multistriatus</i> (セスキクイムシ) について消毒を行った場合を含む。	輸出国の政府機関により行われた <i>Trichogramma evanescens</i> を発見するための適切と認められる方法による検査の結果 <i>Trichogramma evanescens</i> に侵されていないこと ( <i>Trichogramma evanescens</i> )	輸出国の政府機関により行われた適切な塩基配列法又は核酸塩基配列法による検査の結果 <i>Zucchini green mottle mosaic virus</i> に侵されていないこと。	輸出国の政府機関により行われた次のいずれかの検査の結果 <i>Broad bean stem virus</i> (ブラッドビーンステムウイルス)

















<p>二十 アラブ首長国連邦、イラン、</p>	<p>二十一 大韓民国、中華人民共和 国トルコ、イタリア、ギリシャ、 スペイン、スロベニア、フラン ス、ポルトガル、アルゼンチン、 ギリシア、オーストラリア、ニユー ジーランド</p>	<p>えのころぐさ、キウイフルーツ、き りさるのげいとう及び果実を えつるの植物(種子及び果実を 花の生植物(種子及び果実を 花粉を含む。)であつて栽培の するもの)</p>
<p>ごま、せいようわさび、セロリ、 にちせいのうわさび、からん 属植物、きんかん属植物及び みかん</p>	<p>えのころぐさ、キウイフルーツ、き りさるのげいとう及び果実を えつるの植物(種子及び果実を 花の生植物(種子及び果実を 花粉を含む。)であつて栽培の するもの)</p>	<p>えのころぐさ、キウイフルーツ、き りさるのげいとう及び果実を えつるの植物(種子及び果実を 花の生植物(種子及び果実を 花粉を含む。)であつて栽培の するもの)</p>
<p>輸出の政府機 関により発行 された</p>	<p>二 植物以外の生 物については Pseudomo- nas syringae pv. actinidiae bio- var.3が寄生し ていない状態 で輸出される こと。 一 花 粉 の 輸 出 に 関 し て は Pseudomo- nas syringae pv. actinidiae bio- var.3が寄生し ていない状態 で輸出される こと。 一 花 粉 の 輸 出 に 関 し て は Pseudomo- nas syringae pv. actinidiae bio- var.3が寄生し ていない状態 で輸出される こと。</p>	<p>ribacter solanac- earumに侵され ていないことが特 記されていること</p>

<p>輸出の政府機 関により発行 された</p>	<p>二 植物以外の生 物については Pseudomo- nas syringae pv. actinidiae bio- var.3が寄生し ていない状態 で輸出される こと。 一 花 粉 の 輸 出 に 関 し て は Pseudomo- nas syringae pv. actinidiae bio- var.3が寄生し ていない状態 で輸出される こと。 一 花 粉 の 輸 出 に 関 し て は Pseudomo- nas syringae pv. actinidiae bio- var.3が寄生し ていない状態 で輸出される こと。</p>	<p>ribacter solanac- earumに侵され ていないことが特 記されていること</p>
<p>輸出の政府機 関により発行 された</p>	<p>二 植物以外の生 物については Pseudomo- nas syringae pv. actinidiae bio- var.3が寄生し ていない状態 で輸出される こと。 一 花 粉 の 輸 出 に 関 し て は Pseudomo- nas syringae pv. actinidiae bio- var.3が寄生し ていない状態 で輸出される こと。 一 花 粉 の 輸 出 に 関 し て は Pseudomo- nas syringae pv. actinidiae bio- var.3が寄生し ていない状態 で輸出される こと。</p>	<p>ribacter solanac- earumに侵され ていないことが特 記されていること</p>
<p>輸出の政府機 関により発行 された</p>	<p>二 植物以外の生 物については Pseudomo- nas syringae pv. actinidiae bio- var.3が寄生し ていない状態 で輸出される こと。 一 花 粉 の 輸 出 に 関 し て は Pseudomo- nas syringae pv. actinidiae bio- var.3が寄生し ていない状態 で輸出される こと。 一 花 粉 の 輸 出 に 関 し て は Pseudomo- nas syringae pv. actinidiae bio- var.3が寄生し ていない状態 で輸出される こと。</p>	<p>ribacter solanac- earumに侵され ていないことが特 記されていること</p>











		<p>が行方法による検査 が行われかつ Tomato mottle mosaic virusに侵 されたいないこと が特記されていない こと。記されている</p>
--	--	---

別表三の五の項及び六の項の植物の欄中「ゲッキン」の下に「コルネリア・ニクサ」を加える。

別表七の次に次の二表を加える。

別表八（第三十五条の十二関係）

第一 有害動物	
(一) 節足動物	<p><i>Bactrocera cucurbitae</i> (ウリノミバエ)  <i>Bactrocera dorsalis</i> species complex (ニハハコノミバエ種群)  <i>Bactrocera tryoni</i> (クヤノスラノミバエ)  <i>Ceratitis capitata</i> (チチコウカノミバエ)  <i>Cydia pomonella</i> (コヅリハガ)  <i>Cylas formicarius</i> (アリモトキノウムシ)  <i>Euscepes postfasciatus</i> (アホシウムシ)  <i>Leptinotarsa decemlineata</i> (コロラネハムシ)  <i>Mayetiola destructor</i> (クハアハバエ)  <i>Tuta absoluta</i> (トウトキバガ)</p>
(二) 線虫	<p><i>Globodera pallida</i> (シヤガイモノロシストセンチュウ)  <i>Globodera rostochiensis</i> (シヤガイモノシストセンチュウ)  <i>Heterodera schachtii</i> (トノサノシストセンチュウ)  <i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロシビアネコアセンチュウ)  <i>Meloidogyne enterolobii</i>  <i>Radopholus citrophilus</i> (カノキソネモダリセンチュウ)  <i>Radopholus similis</i> (バナナネモダリセンチュウ)</p>
(三) その他無脊椎動物	<i>Achatina fulica</i> (アフリカマイマイ)
(四) その他	<i>Ditylenchus angustus</i> (イネクキセンチュウ) その他日本に産しない各種の検疫有害動物であつてイネを害するもの
第二 有害植物	
(一) 真菌及び粘菌	<p><i>Ramularia collo-cygni</i>  <i>Synchytrium endobioticum</i> (シヤガイモがんしゆ病菌)  <i>Thecaphora solani</i></p>
(二) 細菌	<p><i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)  <i>Candidatus Liberibacter africanus</i> (カノキツグリーニング病菌アフリカ型)</p>

	<p><i>Candidatus Liberibacter americanus</i> (カノキツグリーニング病菌アメリカ型)  <i>Candidatus Liberibacter asiaticus</i> (カノキツグリーニング病菌アジア型)  <i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (アハチノメ萎縮よう細菌病菌)  <i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌)  <i>Spiroplasma citri</i>  <i>Xylella fastidiosa</i></p>
(三) ウイルス(ウイロウイルスを含む)	<p><i>Columnnea latent viroid</i>  <i>Pepino mosaic virus</i>  <i>Pepper chat fruit viroid</i>  <i>Plum pox virus</i> (トメ輪紋ウイルス)  <i>Potato spindle tuber viroid</i> (シヤガイモやせじもちウイロウイルス)  <i>Tomato apical stunt viroid</i>  <i>Tomato brown rugose fruit virus</i>  <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i> (トウト退緑萎縮ウイロウイルス)  <i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i>  <i>Tomato mottle mosaic virus</i></p>
(四) その他	<p><i>Balsania oryzae-sativae</i> (イネ(イネ)細菌病菌) <i>Xanthomonas oryzae</i> pv. <i>oryzicola</i> (イネ条斑細菌病菌) その他日本に産しない各種の検疫有害動物であつてイネを害するもの</p>

別表九（第三十五条の十三関係）

第一 有害動物	
	<p><i>Bactrocera cucurbitae</i> (ウリノミバエ)  <i>Bactrocera dorsalis</i> species complex (ニハハコノミバエ種群)  <i>Bactrocera tryoni</i> (クヤノスラノミバエ)  <i>Ceratitis capitata</i> (チチコウカノミバエ)  <i>Cydia pomonella</i> (コヅリハガ)  <i>Cylas formicarius</i> (アリモトキノウムシ)  <i>Euscepes postfasciatus</i> (アホシウムシ)</p>
第二 有害植物	
	<p><i>Candidatus Liberibacter africanus</i> (カノキツグリーニング病菌アフリカ型)  <i>Candidatus Liberibacter americanus</i> (カノキツグリーニング病菌アメリカ型)  <i>Candidatus Liberibacter asiaticus</i> (カノキツグリーニング病菌アジア型)  <i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌)</p>

別記第十二号様式から第十八号様式までを次のように改める。  
第十二号様式(第二十三条関係)

(イ)

植物等輸出検査申請書

住所  
氏名

年 月 日

植物防疫官 殿

※積載船(機)名				
※記号及び番号				
積載予定月日				
積載港名				
※陸揚港名				※輸入国名
※荷送人住所氏名				
※荷受人住所氏名				
輸入国政府の輸入許可番号				
※種類・名称	学名	梱数	数量	産地
備考				

備考 1 検査報告書を有する場合は、その旨を備考欄に記入するとともに、本申請書に添付すること。  
2 ※印の欄には、英文を併記すること。

(ロ)

植物等輸出検査申請書(再輸出)

住所  
氏名

年 月 日

植物防疫官 殿

※積載船(機)名				
※記号及び番号				
積載予定月日				
積載港名				
※陸揚港名				※輸入国名
※荷送人住所氏名				
※荷受人住所氏名				
輸入国政府の輸入許可番号				
生産国の検疫証明書 再梱包の有無	No. _____	<input type="checkbox"/> 原本	<input type="checkbox"/> 原本写	
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	容器包装の変更の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
輸入時の植物防疫所の申請番号				
輸入後の保管場所				
輸入後の保管方法				
※種類・名称	学名	梱数	数量	産地
備考				

備考 1 検査報告書を有する場合は、その旨を備考欄に記入するとともに、本申請書に添付すること。  
2 生産国が発行した植物検疫証明書の原本又は原本の写し等を添付すること。  
3 ※印の欄には、英文を併記すること。



第十三号の二様式 (第二十七条関係)

**PHYTOSANITARY CERTIFICATE**  
**FOR RE-EXPORT**  
**PLANT PROTECTION SERVICE**  
**MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES**  
**JAPANESE GOVERNMENT**

TO: PLANT PROTECTION ORGANIZATION(S) OF \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_

I. DESCRIPTION OF CONSIGNMENT

1. Name and address of exporter	2. Declared name and address of consignee	
3. Number and description of packages	4. Distinguishing marks	
5. Place of origin	6. Declared means of conveyance	7. Declared point of entry
8. Name of produce and quantity declared	9. Botanical name of plants	

This is to certify that the plants, plant products or other regulated articles described above were imported into Japan from \_\_\_\_\_ covered by Phytosanitary Certificate No. \_\_\_\_\_  
 - original  certified true copy  of which is attached to this certificate ;  
 - that they are packed  repacked  in original  new  containers,  
 - that based on the original phytosanitary certificate  and additional inspection ,  
 they are considered to conform with the current phytosanitary requirements of the importing contracting party,  
 and that during storage in Japan, the consignment has not been subjected to the risk of infestation or infection.

II. ADDITIONAL DECLARATION

XX

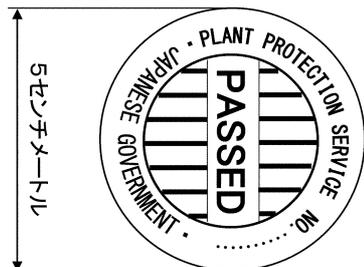
III. DISINFESTATION AND/OR DISINFECTION TREATMENT

10. Date	11. Treatment	12. Chemical (active ingredient)
13. Duration and temperature	14. Concentration	15. Additional information

16. Place of issue  Plant Protection Station ( _____ ) , Japan	18. Name of authorized officer
17. Date	(Signature) _____

(Stamp of Organization)  (Signature) \_\_\_\_\_  
 No financial liability with respect to this certificate shall attach to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan or to any of its officers or representatives.

第十三号の三様式 (第二十七条関係)



## 第十四号様式 (第三十条関係)

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者名  
住所  
代表者氏名

登録検査機関の登録&lt;登録の更新&gt;申請書

植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。) 第 10 条の 2 (第 10 条の 5 第 2 項において準用する第 10 条の 2) の規定に基づき、登録 (登録の更新) を受けたいので、植物防疫法施行規則 (昭和 26 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。) 第 30 条第 2 項 (第 31 条の 6 において準用する規則第 30 条第 2 項) に規定する書類を添えて、下記のとおり提出します。

## 1 登録を行おうとする区分

記

## 2 法第 10 条の 3 各号のいずれかに該当する者の有無

## 3 検査を行う事務所の所在地

事務所名	所在地

## 4 検査を行おうとする区域

事務所名	区域

備考 登録の更新の申請にあつては、添付書類のうち、過去の申請時に提出したもののからその内容に変更がない書類及び規則第 30 条第 2 項第 4 号に規定する書類については、添付を省略できる。

## 第十五号様式 (第三十一条関係)

登録検査機関登録台帳

登録番号	登録年月日	年 月 日
登録検査機関の氏名又は名称		
登録検査機関の住所		
代表者氏名		
検査の区分		
主たる事務所の所在地		
検査業務の概要 (輸出品目等)		
登録検査機関が検査を行う区域		
事務所一覧		
名称	代表者氏名	所在地
登録更新年月日及び変更登録年月日		
年 月 日		更新・変更
備考		

第十六号様式 (第三十一条の七関係)

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名

登録検査機関の変更登録申請書

植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号) 第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき、登録検査機関の変更登録を受けたいので、植物防疫法施行規則 (昭和 26 年農林省令第 73 号) 第 31 条の 7 第 2 項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

1 登録を行うとする区分

記

2 法第 10 条の 3 各号のいずれかに該当する者の有無

3 検査を行う事務所の所在地

事務所名	所在地

4 検査を行うおうとする区域

事務所名	区域

備考 添付書類のうち、過去の申請時に提出したものであるからその内容に変更がない書類については、添付を省略できる。

第十七号様式 (第三十一条の九関係)

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名

登録検査機関の登録<登録の更新>申請書の登録事項の変更届出書

登録<登録の更新>申請書の記載事項に変更があったので、植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号) 第 10 条の 8 の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

1 変更の内容

記

2 変更した年月日

3 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

## 第十八号様式 (第三十一条の十関係)

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名

登録検査機関の業務規程認可申請書

植物防疫法 (昭和25年法律第151号) 第10条の9第1項前段の規定に基づき、  
業務規程を定めたので認可を求めます。

別記第十八号の二様式を削る。  
別記第十九号様式及び第二十号様式を次のように改める。

## 第十九号様式 (第三十一条の十関係)

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名

登録検査機関の業務規程変更認可申請書

植物防疫法 (昭和25年法律第151号) 第10条の9第1項後段の規定に基づき、  
業務規程を変更したいので認可を求めます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

第二十号様式 (第三十一条の十二関係)

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名

登録検査機関の業務休止<廃止>許可申請書

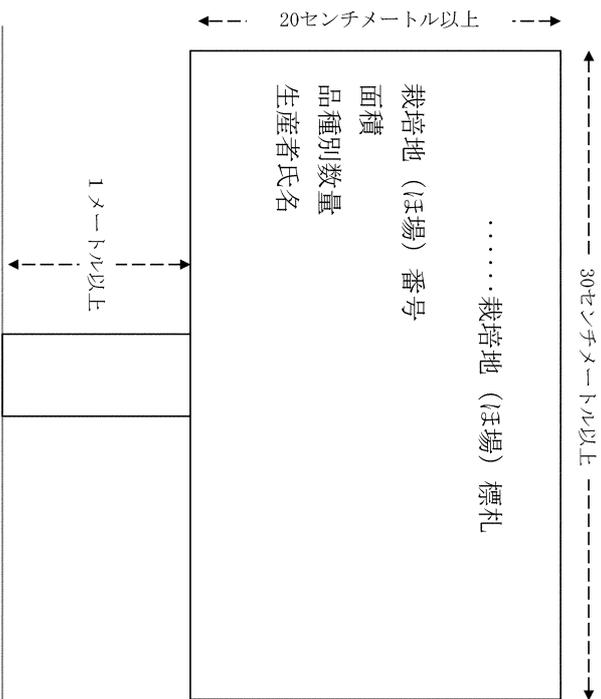
植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号) 第 10 条の 10 第 1 項の規定に基づき、下記  
のとおり許可を求めます。

記

- 1 当該休止<廃止>に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 当該休止<廃止>に係る検査の区分
- 3 当該休止<廃止>に係る事務所の名称及び所在地
- 4 当該休止<廃止>の予定年月日
- 5 休止<廃止>の理由

別記第二十号様式の次に次の様式を加える。

第二十号の二様式 (第三十二条関係)



備考 標札は、木製、金属製、プラスチック製の容易に  
破損しない素材であること。

(農林水産省組織規則の一部改正)  
**第二条** 農林水産省組織規則(平成十三年農林水産省令第一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
3	<p>(業務部の所掌事務)  <b>第七十四条</b> 業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 輸入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに調査及び研究並びに輸入病菌害虫の駆除及び予防に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 輸出植物若しくは病菌害虫が付着するおそれがある輸出物品、指定種苗又は法第十六条の二第一項若しくは第十六条の三第一項の規定により移動が制限され、若しくは禁止された植物等の検査及び取締りに関すること。</p> <p>四 五 (略)</p>	<p>(業務部の所掌事務)  <b>第七十四条</b> 業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 輸入植物及び輸入病菌害虫の検査及び取締り、駆除及び予防並びに調査及び研究に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 輸出植物、指定種苗及び法第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の規定により移動が制限され、又は禁止された植物等の検査及び取締りに関すること。</p> <p>四 五 (略)</p>

(支所及び出張所の所掌事務)  
**第九十八条** 支所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸出入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸出入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究に関すること。

二 (略)

三 法第二十二条第一項に規定する指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除器具の保管に関すること。

2 出張所は、輸出入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸出入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究に関する事務をつかさどる。

(統括植物検疫官)  
**第一百条** (略)

2 統括植物検疫官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに調査及び研究並びに輸入病菌害虫の駆除及び予防に関すること。

二 (略)

三 輸出植物若しくは病菌害虫が付着するおそれがある輸出入物品、指定種苗又は法第十六条の二第一項若しくは第十六条の三第一項の規定により移動が制限され、若しくは禁止された植物等の検査及び取締りに関すること。

四 五 (略)

<p>(支所及び出張所の所掌事務)  <b>第九十八条</b> 支所は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 輸出入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸出入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 法第二十二条に規定する指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除器具の保管に関すること。</p> <p>2 出張所は、輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究に関する事務をつかさどる。</p> <p>(統括植物検疫官)  <b>第一百条</b> (略)</p> <p>2 統括植物検疫官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 輸入植物及び輸入病菌害虫の検査及び取締り、駆除及び予防並びに調査及び研究に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 輸出植物、指定種苗及び法第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の規定により移動が制限され、又は禁止された植物等の検査及び取締りに関すること。</p> <p>四 五 (略)</p>	<p>(支所及び出張所の所掌事務)  <b>第九十八条</b> 支所は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 法第二十二条に規定する指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除器具の保管に関すること。</p> <p>2 出張所は、輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究に関する事務をつかさどる。</p> <p>(統括植物検疫官)  <b>第一百条</b> (略)</p> <p>2 統括植物検疫官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 輸入植物及び輸入病菌害虫の検査及び取締り、駆除及び予防並びに調査及び研究に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 輸出植物、指定種苗及び法第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の規定により移動が制限され、又は禁止された植物等の検査及び取締りに関すること。</p> <p>四 五 (略)</p>
--	---

別記第二十二号の四様式の改正規定中「植物等」を「植物等」に改める。

別記第二十二号の四様式の改正規定中「植物等」を「植物等」に改める。

(附則)

第一条 この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 公布の日

二 第一条中植物防疫法施行規則別表一の二の改正規定、同令別表二の改正規定、同令別表二の付表の改正規定及び同令別表二の二の改正規定 令和五年八月一日

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の植物防疫法施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類等は、同条の規定による改正後の植物防疫法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

正 誤

令和五年二月一日(号外第二十二号)公布農林水産省令第五号(植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令)  
(原稿誤り)  
二一ページ下段表中地域欄中一三行目「モンア」は「モンテネグロ、ラトビア、リトアニア」の誤り。